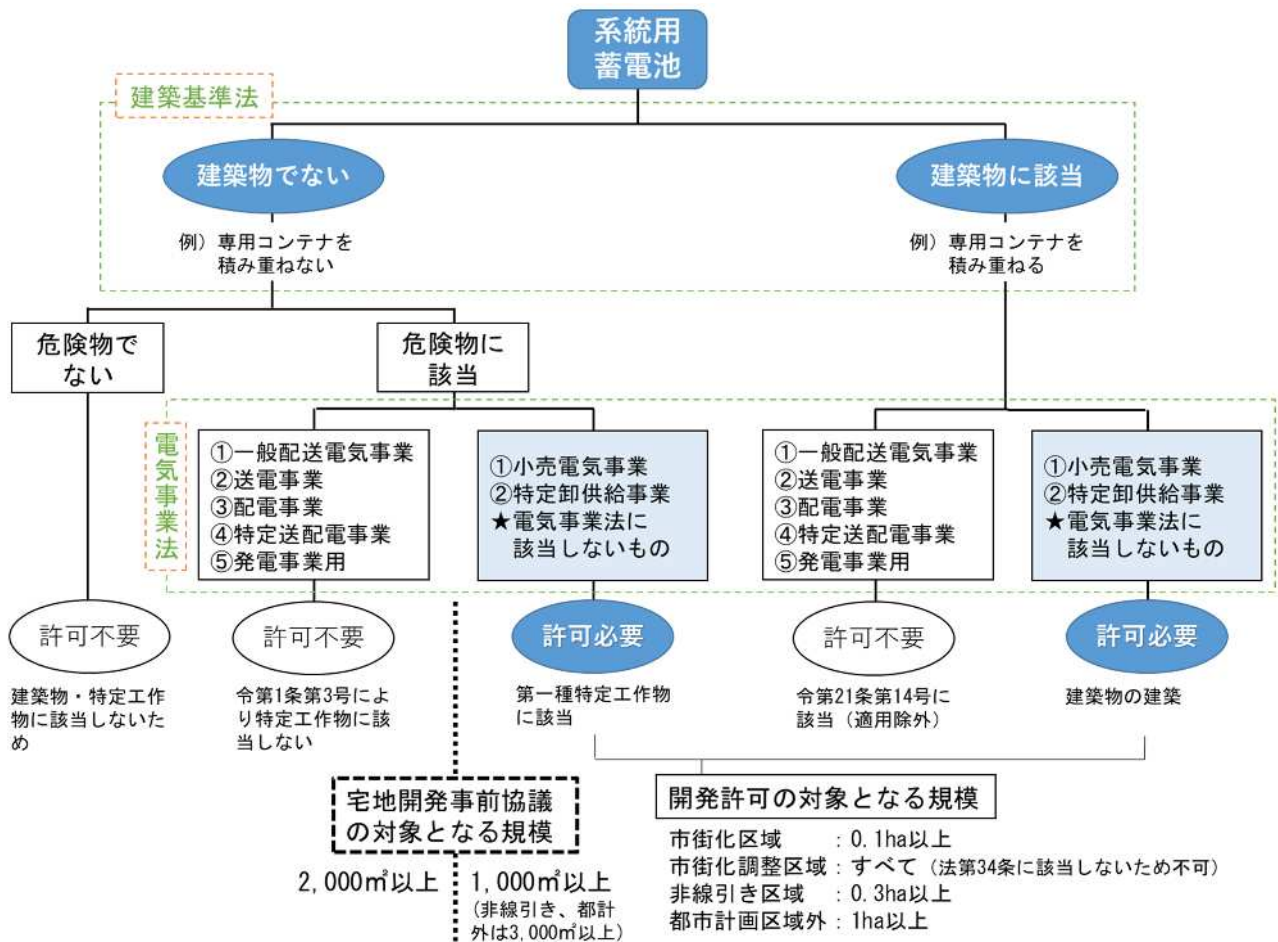


高崎市における系統用蓄電池の開発許可制度上の取扱いについて

高崎市では、系統用蓄電池のうち電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 16 号に規定する電気事業（同項第 2 号に規定する小売電気事業及び同項第 15 号の 3 に規定する特定卸供給事業を除く。）の用に供する同項第 18 号に規定する電気工作物に該当しないものであって、都市計画法施行令（昭和 44 年政令第 158 号）第 1 条第 1 項第 3 号に規定する危険物を含むものについては、同号に基づき、危険物の貯蔵に供する工作物として、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 4 条第 11 項に規定する第一種特定工作物に該当するものとして扱います。

なお、建築基準法や電気事業法等の関係法令の適用については、事業者において確認してください。



※開発許可の対象とならない規模であっても、高崎市宅地開発指導要綱に基づく事前協議の対象となる規模に該当する場合がありますのでご注意ください。

【参考】

- 「系統用蓄電池の開発許可制度上の取扱いについて（技術的助言）」（令和 7 年 4 月 8 日付け国都計第 7 号）
- 「蓄電池を収納する専用コンテナに係る建築基準法の取扱いについて（技術的助言）」（平成 25 年 3 月 29 日付け国住指第 4846 号）